

宿泊学習および校外学習における実施の判断基準について

桶川市立桶川西中学校

本校では2学期と3学期に各学年の宿泊学習や校外行事が計画されておりますが、現時点では、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組みながら実施をしていく予定です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、このところ減少傾向とは言え、依然として予断を許さない状況であります。

つきましては、今後、実施または延期・中止の判断基準を、下記のように決めましたので、お知らせいたします。この基準に従い、概ね実施日の1か月前に実施について判断をいたします。

しかしながら実施の判断後も、感染状況等により、急な延期や中止も有り得ることをご承知くださいますよう、お願いいたします。なお、中止・延期によるキャンセル料が発生する可能性がありますこと、ご理解くださいますよう重ねてお願いいたします。

実施の判断基準 実施日の1か月前において、以下の1～5すべてを満たしている場合、実施と判断します。

- 1 学校が桶川市教育委員会に提出した「校外行事承認願」が承認されていること。
- 2 桶川市及び目的地が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態措置」が行われておらず、なおかつ、文部科学省の定める「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が、レベル1^{※1}であること。
- 3 担当する旅行業者、利用する交通機関及び宿泊施設等が「新型コロナウイルス対応ガイドライン等^{※2}」に基づく感染症対策をしていること。
- 4 学校や桶川市教育委員会が学校医並びに桶川市や目的地の保健所・自治体の衛生主幹部局等との連携をしていること。
- 5 校内の生徒・教職員及びその家族に感染者（ただし一定期間を過ぎ、外出の許可等が出た者を除く。）がいないこと。ただし、1か月前において濃厚接触者と認められた者がいる場合については、PCR検査等の検査結果を待ってその判断を行う。

※1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020.8.6 Ver.3）文部科学省

※2 新型コロナウイルス対応ガイドライン 等

- ・旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）一般社団法人 日本旅行業協会 2020年6月23日
- ・貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）
貸切バス旅行連絡会 令和2年6月19日（令和2年7月21日改訂）
- ・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟
2020年5月14日（2020年5月21日一部改訂）
- ・教育旅行における新型コロナウイルス（COVID-19）「KNTモデル」
－関西修学旅行編（8月7日 埼玉版）－ 近畿日本ツーリスト
- ・新しい修学旅行「京都スタイル」～京都発 ウィズコロナ社会での安心・安全なおもてなし
～（第1版） 令和2年7月京都観光推進協議会
- ・奈良県における新型コロナウイルス感染症にかかる修学旅行生への対応について
令和2年7月21日奈良県知事（観光プロモーション課）

その他

- ・緊急の延期・中止等の情報については学校情報メールでお伝えします。
- ・実施の判断後、説明会を開催したうえで参加同意書を提出して頂く予定です。